

20歳になったら国民年金

国民年金は、老後や障害を負ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、「働いている世代の皆さんで支えよう」という考えのもと作られた制度です。

20歳以上60歳未満のかたは、加入することが義務付けられ、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。すでに公的年金制度に加入されているかたは除きます。

①保険料の納付方法

納付書、口座振替またはクレジットカードのいずれかで納付します。口座振替またはクレジットカードは、申請が必要です。

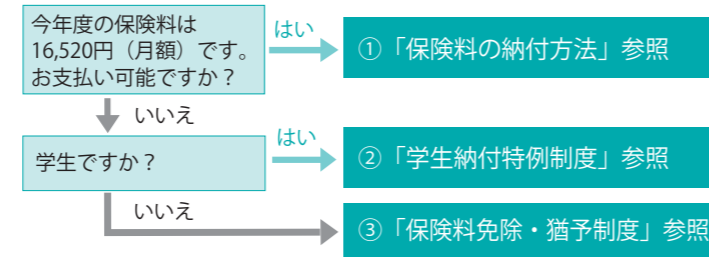
②学生納付特例制度

学生のかたは、本人の前年所得が基準以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。申請には学生証の写または在学証明書が必要です。

③保険料免除・納付猶予制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合、申請後に承認されると、保険料の納付が免除または猶予されます。失業による特例免除を申請する場合は、雇用保険被保険者離職票などの写しが必要です。

国民年金保険料について (以下のフロー図でご確認ください)



保険料を未納のままにしておくと、将来的に老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受けられない場合があります。
納付が困難な場合は、未納のままにせず、免除や猶予の手続きをしましょう。
詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366

『介護者のつどい』開催します

介護者のつどいは、同じ経験をしているかたやこれから介護について知りたいかたが交流し、いろいろな情報交換を行います。

介護疲れや不安を感じているかた、介護について話を聞いてみたいかた、一人で抱え込まずおしゃべりしながら気持ちを吐き出してみましょ。きっと心が軽くなりますよ。

【内容】

- 午前10時～11時 『在宅生活での危険箇所、移乗時のコツ～ポジショニングのヒント!』
- 午前11時～11時30分 『参加者同士の交流会』(小グループでおしゃべり)

【対象者】 介護に悩んでいるかた、介護をしているかた、これから介護を始めるかた、考えているかた

【日時】 2月29日(木) 午前10時～11時30分

【場所】 保健センター

【定員】 10名程度

【申込み】 2月5日(月) 午前9時から電話・窓口で受付開始

※参加無料 ※途中参加・退出もできます



問合せ＝地域包括支援センター(保健センター内) ☎76-1325

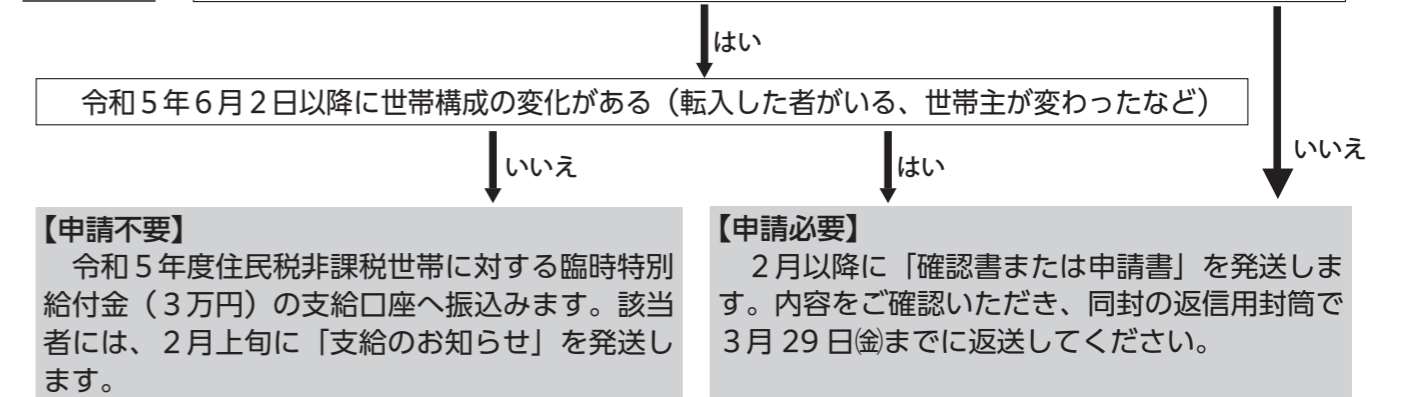
令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(追加分)のご案内

エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、**1世帯あたり7万円**を支給します。

なお、この給付金は、令和5年7月～10月に実施した住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(3万円)の追加給付となります。

対象 令和5年12月1日時点で美里町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯

申請手続 令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(3万円)を受給しましたか?



※受取口座の変更や受取りを希望されない場合は、2月19日(月)までに問合せ先までご連絡ください。
※給付を受ける世帯が単身世帯の場合、死亡した時点で受給する権利が消滅してしまうため、親族のかたであっても給付を受けることはできません。

⚠ 臨時特別給付金を装った詐欺などにご注意ください。 問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

お忘れなく! ミムリン応援チケットのご利用は、2月29日(木)までです!



期限後は、ご利用できませんので、お早めにご利用ください。

※ミムリン応援チケットは、令和5年9月に75歳以上の高齢者および障害者手帳をお持ちのかたに配布したものです。

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

3月末まで

『マイナンバーカード』を取得すると5,000円分の商品券がもらえます!

町では、マイナンバーカードの普及と地域経済の活性化を目的として、対象者に美里町商工会商品券5,000円分を配布(※1人1回限り)していますが、令和5年度をもって終了します。交付までに1か月ほどかかりますので、お早めに申請してください。
詳しくは、町ホームページをご確認ください。



【対象者】 マイナンバーカードを申請し、令和6年3月29日(金)までに交付を受けたかた
他市区町村で作成した有効なマイナンバーカードを持って転入し、令和6年3月29日(金)までにマイナンバーカードの継続手続が完了したかた

※配付された商品券は、有効期間までにご利用ください。 問合せ＝住民保険課 住民係 ☎76-1366